

緊急事態宣言の延長に伴う対応について

「狛江市新型コロナウイルス感染症対策基本的対処方針」(案)

政府は令和3年7月30日に新型コロナ対策本部を開催し、東京都に7月12日から8月22日まで発令した「緊急事態宣言」を延長することとした。

これを受けて、東京都では7月30日に決定された、「新型コロナウイルス感染症緊急事態措置等」の内容の変更はなく8月31日まで期間を延長しているため、狛江市として7月9日に決定された基本的対処方針を8月31日まで延長する。

1. 市民活動・市民利用施設について

- (1) 夜間区分の利用を中止又は20時までの時間短縮
- (2) 入館・利用にあたっては、手指消毒、マスクの着用及び最小限の会話を徹底する。(身体・心身の状況で着用できない人及び幼児は対象としない)
- (3) 活動にあっては、責任者は参加者の会話等での飛沫防止及び器具等の消毒に努める。利用者が感染予防対策を徹底して利用する。
- (4) 共用スペースの利用の自粛を求める。
- (5) 市民プールは人数制限を行い実施
- (6) (2)～(4)までの事項については理解されるようポスター掲示等で工夫して啓発する。

2. 市主催・共催の会議、イベント等について

- (1) 基本的にはオンライン等で行う。
- (2) 原則飲食を伴う事業は延期又は中止
- (3) 感染症予防対策が難しいイベント等は延期又は中止
- (4) エコルマホールの利用は、飲食の自粛及び20時までの時間制限の協力要請

3. 教育、児童施設等については感染予防対策を徹底して平常どおり。

4. 新型コロナウイルスワクチン接種については推進する。

5. 職員関係について

- (1) テレワーク及び時差出勤の徹底、夏休・有給休暇の利用推進
- (2) 時間外勤務の自粛
- (3) 飲食店等での飲食は自粛。ただし、飲食する場合は家族以外では2人以内とする。

6. 期間は令和3年7月12日(月)から令和3年8月31日(火)までとする。